

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月七日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表九級の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附 則

この規則は、令和五年七月十日から施行する。